

諮問番号：令和元年度諮問第3号

答申番号：令和元年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇氏が令和元年7月30日付けで提起した袖ヶ浦市長（処分庁：企画財政部納税課）による令和元年〇月〇〇日付け袖納第〇〇〇号により通知した差押調書（謄本）に関する差押処分の取消しについての審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却するのが相当である。

第2 事実経過

- 1 処分庁は、平成27年3月27日に審査請求人の滞納市税〇〇〇, 〇〇〇円（同日における延滞金を含む。）を徴収するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項、第373条第1項及び第728条第1項の規定に基づき、審査請求人が共有する不動産（袖ヶ浦市〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇の宅地〇〇〇. 〇〇㎡及び家屋〇〇. 〇〇㎡。以下「本件不動産」という。）の審査請求人持分2分の1の差押処分（以下「本件不動産差押」という。）をした。
なお、本件不動産には、本件不動産差押に優先する第1順位及び第2順位の抵当権が設定されていた。
- 2 審査請求人は、平成27年12月18日に処分庁と納税相談を行ったところ、滞納市税を分割納付することとし、平成28年1月から滞納市税及び滞納する後期高齢者医療保険料の分割納付を始めた。
- 3 処分庁は、本件不動産差押の後も、本件不動産差押の換価価値が審査請求人の滞納市税の金額を満たすとは認められないものとして、審査請求人に係る財産調査を継続して実施し、生命保険会社に対して照会を行ったところ、平成〇〇年〇月〇〇日付けで回答があり、審査請求人が契約者である生命保険（以下「本件生命保険」という。）の存在が判明した。
- 4 処分庁は、令和元年5月28日に審査請求人の滞納市税〇〇〇, 〇〇〇円（同日における延滞金を含む。以下「本件滞納市税」という。）を徴収するため、地方税法第331条第1項及び第373条第1項の規定により、本件生命保険契約に基づく生命保険支払請求権及び利益配当支払金並びに解約返戻金支払請求権の差押処分（以下「本件差押」という。）をし、同日に審査請求人あて差押調書（謄本）を送付した。
- 5 審査請求人は、令和元年7月30日に袖ヶ浦市長に対し、本件審査請求をした。
- 6 令和元年12月26日に袖ヶ浦市役所において口頭意見陳述を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求において、審査請求人が本件差押を違法又は不当であるとする理由は、次のとおりと認められる。

(1) 納税を遅滞した事由について

ア 審査請求人は、過去奢侈、放漫な生活をしたこともなく、生活は困窮を極めた。

イ 審査請求人は〇〇歳で、生来の知的障害者（てんかん併病）の長男〇〇歳が施設に入所中である。平成〇〇年〇月に袖ヶ浦市役所から審査請求人の長男に対し、障害支援区分認定を〇とする通告があり、施設退場を命じられた。同認定に対して、袖ヶ浦市に再審請求を申し入れたが同年〇〇月再審却下されたことから、審査請求人は、長男の代理人として同年〇〇月に千葉県知事あて審査請求を行った。平成〇〇年〇月〇〇日に千葉県知事から、障害程度区分の認定処分を取り消す裁決があったが、決着までの〇年〇か月の徒労徒費は一体何であったろう。書類提出期限切迫のため書類の作成に来訪した審査請求人の長女夫妻の出費を算出外としても、費用は〇〇万円を下らない。

ウ 認知症発病以来〇〇年（入院〇年〇か月）、病院にて死亡した審査請求人の妻の入院費は、審査請求人の生計に決定的な打撃であった。入院費を別としても、衣類、散髪、ナースへの心付け、通院交通費（約〇千回）は〇〇〇万円を超えている。妻の年金は年〇〇万円、入院期間中の高額医療費の支給は〇年〇か月で〇〇万円位であったが、全てを切り詰めての生活を強いられた。

(2) 分割納付を履行していることについて

審査請求人は、現在、分割納付をし、毎月〇万〇千円、年間〇〇万円を納付しており、数年来一度も欠かしたことはない。現在、本件不動産が差押物件になっているのに、何故、本件生命保険（〇〇万円契約）の差押までするのか。

(3) 本件差押が超過差押禁止に違反することについて

ア 国税徴収法（昭和34年法律第147号）において超過差押の禁止が規定されており、本件不動産差押は、本件滞納市税に対して十分な対価である。審査請求人は、〇〇歳の現在、家を売り物にする気はないが、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等を考慮していただきたい。処分庁の期すところは、換価の容易で便利な財産として、本件生命保険の差押に踏み切ったことは明白であり、そこには一片の市民生活に対応する配慮もない。

イ 本件不動産に設定された抵当権に係る債権額（以下「本件抵当権債権額」という。）につき、処分庁の弁明書には〇〇〇,〇〇〇円と記載されている

が、審査請求人は債権者の口座に振り込み返済をしており、令和元年11月22日に完済している。

(4) 本件差押が差押禁止財産に該当することについて

生命保険については、所得税の確定申告において所得から差し引かれる金額として生命保険料控除があり、保険料全額ではないが地震保険共々、国で認められている聖域と思う。国税徴収法の差押禁止条文を勘案しても、本件生命保険の〇〇万円の死亡保険金の差押は、審査請求人の過去の経過事情をみても過酷な施策である。徴収職員の裁量権がどこまであるか理解しないが、公正明白でなければならない。

(5) 徴収猶予に関する説明がなかったことについて

地方税法第15条第1項において、納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったときには納税猶予の対象となることを規定している。審査請求人の妻が入院し、長男の知的障害により生活が困窮した時に、この規程を適用できなかったのか。また、本件不動産差押の時に、処分庁から審査請求人に対し、この制度の説明はなく、処分庁には説明の義務があったのではないか。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 納税を遅滞した事由について

本件差押は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき執行したもので、審査請求人における納税の遅滞が生じた事由は、そもそも本件差押の取消しの理由にはならないことから、認否を要しない。

(2) 分割納付を履行しているとの主張について

ア 審査請求人は、平成27年12月の来庁相談時より毎月の分割納付は継続しているが、その相談時に決めた額での納付ではない月もあった。その分割納付について、平成30年8月以降は毎月〇万〇千円の納付実績があるが、それ以前は約束されていた年金支払月における〇万円（月額〇万円相当）の納付も履行されていない。その結果、審査請求人の滞納市税の金額は、本件不動産差押以降も増加しており、市税の滞納が長期化している。

イ 所得や資産価値に応じて賦課される税は、納付期限内の納付が原則であるものの、課税後の諸事情によって納付困難に陥ることは十分あり得ることから、市税の分割納付を容認しているところであるが、財産調査の結果等から差押可能な財産が判明すれば、税の公平性を確保するために、地方税法及び国税徴収法の規定により差押を執行すべきことは言うまでもない。

(3) 本件差押が超過差押禁止に違反するとの主張について

ア 本件差押処分が、国税徴収法第48条第1項に規定する超過差押の禁止に違反するかについて、本件不動産は共有名義で審査請求人の持分は2分の1であること、及び耐用年数を過ぎた家屋には一般的に資産価値が無い

と考えられることから、本件不動産を公売に付した場合の処分予定価格（最低公売価額）は〇〇〇, 〇〇〇円と算定できる。

イ 処分庁は、本件不動産差押に優先する本件抵当権債権額につき、令和元年7月2日の時点で債権者からの回答により確認しており、その時点で当該債権の金額は〇〇〇, 〇〇〇円あった。

ウ 本件不動産が、上記アの処分予定価格〇〇〇, 〇〇〇円で落札及び売却された場合は、公売に要する滞納処分費が優先的に配当されるため、その見込額〇〇〇, 〇〇〇円を差し引き、そこから本件抵当権債権額〇〇〇, 〇〇〇円を差し引くと本件滞納市税への配当見込額は〇〇, 〇〇〇円になり、本件不動産差押だけでは、本件滞納市税に満たないと判断できる。

エ よって、本件差押は、国税徴収法第48条に規定する超過差押には当たらず違法又は不当な点はない。

(4) 本件差押が差押禁止財産に該当するとの主張について

ア 差押禁止財産については、国税徴収法第75条から第78条までに規定しており、本件生命保険はいずれにも該当しない。また、本件差押は、審査請求人が存命中の生命保険金支払請求権や解約返戻金〇〇, 〇〇〇円（平成31年3月28日現在）を差し押さえたものであり、万が一、審査請求人が換価手続前に死亡した場合に生じる保険金は、受取人となる親族の権利であり、本件差押の効力は及ばないものである。

本件差押に係る生命保険は、差押禁止財産に含まれないことから、余剰財産であると捉え、これを差し押さえても、審査請求人の生活を何ら脅かすものではない。

イ 滞納処分の執行の対象となる滞納者の財産のうち、どの財産を差し押さえるかは、徴収職員の裁量に委ねられているものである。差押財産の選択に当たっては、第三者の権利を害することが少ない財産であること、換価に便利な財産であること、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であることの諸点について検討した上で、滞納者の生活に配慮しながら行っているものであり、過酷な施策ではない。

ウ よって、本件差押処分は、地方税法、国税徴収法等の定めるところにより適法に行われた処分であり、違法又は不当な点はない。

(5) 徴収猶予に関する説明がなかったとの主張について

徴収猶予については、納税者本人からの申請に基づくものであり、市税が減免となるものではない。また、本件不動産差押の時点において、処分庁から審査請求人に対し、徴収猶予の制度に関する相談をするものでもない。

第4 審理員による判断の理由

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「第3 審理員による判断の理由」（以下「審理員意見」という。）のとおりとしている。

第5 調査審議の経過

本審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年3月16日 審査庁から諮問

令和2年3月25日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

本審査会における判断の理由は、審理員意見と同旨であり、次のとおりである。

(1) 納税を遅滞した事由について

ア 地方税法第331条第1項及び第373条第1項では、市町村民税及び固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税職員は当該地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨を規定している。また、道府県民税に係る地方団体の徴収金については、同法第334条の規定において、市町村民税に係る地方団体の徴収金に併せて督促状を発し、滞納処分をすることを規定している。

なお、市町村民税及び固定資産税の滞納処分については、同法第331条第6項及び第373条第7項において、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものと規定している。

イ 本件についてみると、処分庁が上記アの地方税法及び国税徴収法の規定に則り本件差押をしたことについて、審査請求人の審査請求書に事実関係を争う旨の主張はなされておらず、本件差押に手続上の違法な点は認められない。

ウ 審査請求人は、市税滞納の理由に生活困窮があったことを主張しており、処分庁が本件不動産差押をした時期において、審査請求人に一時的な担税能力の低下があったものと推測できる。しかしながら、処分庁は、その後に審査請求人に係る財産調査を行った結果、本件差押の時点において、本件生命保険契約の存在が判明したことから差押処分をしたものであり、かつ、滞納処分の執行停止等の法令上の制限又は納税者間の平等、公平に優先する差押処分をしない特段の理由があったとは認められない。

エ したがって、本件差押は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) 分割納付を履行していることについて

ア 地方税法及び国税徴収法に規定する滞納処分については、租税債権の履行を実現するため納税者の意思に関わりなく強制的に行われるものであり、差押処分をするに当たって、処分庁が納税者の了解を得なければならない旨を定めた法令の規定はない。また、処分庁が納税者に対して滞納市税の分割納付を承認することにより、それをもって滞納処分の執行停止がなされるものではない。

イ 本件についてみると、審査請求人は、納税相談による分割納付を履行していることを主張するものであるが、上記アのとおり滞納処分は納税者の意思に関わりなく強制的に行われるものである。また、処分庁の弁明書に付された過去の交渉経過履歴（分割納付のため来庁相談時の記録等）（証拠書類(3)）の平成28年2月16日の内容欄には、処分庁の職員が電話により「財産調査をし発見したら差押をすると説明」したことが記録されており、本件では、そのような納税交渉の経過及び分割納付の開始から本件差押の時点まで市税の滞納が長期化していたことを踏まえると、審査請求人が分割納付を履行していたとしても、処分庁が本件差押をしたことには、租税債権の履行を実現するために合理的な理由があるものと認められる。

ウ したがって、本件差押は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件差押が超過差押禁止に違反することについて

ア 審査請求人は、本件滞納市税に対して、本件不動産差押で金額的には十分であり、本件差押が国税徴収法第48条第1項に規定する超過差押の禁止に違反すると主張している。この超過差押か否かを判断する際の財産の価格は、差押の時点の換価価値によるべきものと解され、本件にあつては、本件差押の時点における本件不動産の処分予定価格から、滞納処分費及び本件不動産差押に優先する本件抵当権債権額を差し引いた配当見込額と、本件滞納市税の金額とを比較して判断することが適当である。

イ 処分庁は、本件不動産の処分予定価格を算定するに当たり、本件不動産のうち土地については、当該土地の令和元年度固定資産税評価額から価格を算定している。宅地に係る固定資産税評価額は、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）において、当分の間、地価公示価格等の7割を目途に評定することを定めており、処分庁の固定資産税評価額からの割戻計算により価格を算定する手法は、一定の合理性を有するものと認められる。また、本件不動産のうち家屋については、当該家屋が平成〇年〇〇月の建築で本件差押の時点において〇〇年を経過しており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によると住宅用木造家屋の法定耐用年数が22年であることから、当該家屋に価値は無いものと算定している。この処分庁の算定手法についても、建築から

年数が経過した木造住宅の価格を算定するに当たって一定の合理性を有するものと認められる。

ウ 処分庁は、これらの手法により算定した本件不動産の価格に、審査請求人持分2分の1を乗じて得た額から、当該家屋の解体に必要な費用を減じた後に、公売特殊性による減価調整を行うことで処分予定価格を算定している。その処分予定価格から、滞納処分費及び本件抵当権債権額を減じて配当見込額を算定したものであり、処分庁が差押不動産を公売する際の価格算定の手法に鑑み不合理と認められる点はない。

エ なお、処分庁が差押不動産を公売により強制換価する場合には、不動産鑑定を実施し、当該不動産の公売に係る見積価額を算定することが通常である。しかしながら、差押処分に当たり厳密な財産評価を要求することは、市税の滞納処分の円滑な遂行が期待できなくなることからすれば、処分予定価格の算定に当たり不動産鑑定の実施を要求することは現実的といえず、他の合理的な手法に基づく財産評価がなされていれば足りるものと認められる。

オ したがって、本件不動産差押の配当見込額は本件滞納市税を満たしておらず、かつ、本件差押の時点で強制換価が可能な本件生命保険契約の解約返戻金も本件滞納市税を満たしていないことが明らかであるため、本件差押は、国税徴収法に規定する超過差押の禁止には違反しないものと認められる。

(4) 本件差押が差押禁止財産に該当することについて

ア 本件差押の対象財産について確認すると、処分庁は、本件生命保険契約に基づく生命保険支払請求権及び利益配当支払金並びに解約返戻金支払請求権を差し押さえたものであって、審査請求人が主張するところの、審査請求人の親族が受取人となる死亡保険金に関して差し押さえたものではない。

イ 国税徴収法における差押禁止財産については、同法第75条から第78条までに規定しており、本件差押は、そのいずれにも該当するものではない。

ウ また、処分庁が行う差押財産の選択に当たっては、法令に具体的な規定はなく、国税徴収法第48条、第49条及び第75条から第78条までの規定に抵触しない限り、専ら徴収職員の合理的な裁量に委ねられているものと解されている。

エ 本件差押において、処分庁は、差押財産の選択に当たって審査請求人の生活の維持等にも一定の配慮を示しており、徴収職員の合理的な裁量の範囲を逸脱するような不当な点は認められない。

オ したがって、本件差押は、国税徴収法に規定する差押禁止財産には該当せず、違法又は不当な点は認められない。

(5) 徴収猶予に関する説明がなかったことについて

ア 審査請求人は、口頭意見陳述において、市税滞納の事由が地方税法第15条第1項第2号の規定に該当するものであり、本件不動産差押時において同条に規定する徴収猶予が適用されるべきであったこと、及び処分庁には審査請求人に対する徴収猶予の制度に関する説明義務があったことを主張している。しかしながら、第3、1、(1)で審査請求人が主張する納税を遅滞した事由については、処分庁が本件不動産差押をした時点における市税滞納の事由であることから、そのことをもって本件差押を違法又は不当とする理由とは認められない。

イ 本件差押については、上記アのとおり判断するものであるが、本件不動産差押をした時点における徴収猶予の適用等についても検討すると、そもそも徴収猶予の制度とは、納税者からの申請に基づき、1年以内の期間（やむを得ない理由があると認めるときは、当該期間と合わせて2年以内の期間に延長できる。）を限り、その徴収を猶予するものである。また、処分庁には、審査請求人が主張するように、納税者が必要とする税に関する制度を丁寧に説明することが求められるものである。しかしながら、上記(4)、ウで述べたように、財産の差押については、徴収職員の合理的な裁量に委ねられているものと解されており、処分庁が滞納市税や納付の状況等から、審査請求人に対して徴収猶予の制度の説明をせずに本件不動産差押をしたとしても、合理的な裁量の範囲の逸脱が認められない限り不当とは認められない。

3 結論

本件審査請求は、理由がないものと認められるので、上記第1のとおり判断する。

袖ヶ浦市行政不服審査会

会長 阿津 光夫

委員 田代 悦子

委員 高橋 信正

委員 齋藤 克己